

お知らせ

起業者国土交通大臣が行う一般国道六号改築工事（牛久土浦バイパス）について、令和七年九月十八日付けで土地収用法の規定による手続開始の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第二十八条の二の規定により、次の事項についてお知らせします。

記

一 手続開始の告示があった土地（「起業地」といいます。）

イ 収用の部分
茨城県つくば市菅間字出口山、池の台及び西大井字西ノ原地内

ロ 使用の部分
茨城県つくば市菅間字出口山、池の台及び西大井字西ノ原地内

（注）右記イ、ロの土地を表示する図面は、つくば市役所建設部道路計画課でご覧ください。

二 土地価格の固定については、手続開始の告示のあった日をもって土地価格が固定されることとなります。

三 関係人の範囲の制限については、手続開始の告示があった日以降に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。

四 土地の形質変更及び損失補償の制限については、手続開始の告示があった日以降に、土地の形質を変更し、工作物を新築し又は増改築等をするときは、あらかじめ茨城県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

五 土地所有者及び関係人が受けることができる補償について、土地所有者、借家人等は移転に必要な補償をそれぞれ受けることができます。

六 裁判申請の請求については、関係人は、自分が権利を持っていますが、土地所有者及び土地に関する権利を早く行うよう起業者に対して請求することになります。

七 補償金の支払請求については、土地所有者の権利以外を起業者に対して請求することになりますが、土地又は土地に関する権利の支払請求は、裁判申請の請求をしたときは、この限りではありません。

八 明渡裁判の申立てについては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、直接茨城県収用委員会あてに申立てを行うことができます。

九 パンフレットの配布について、補償等に関する詳しい内容を記載したパンフレット「土地収用法に基づく手続開始が行われたことに伴うお知らせ」において、国土交通省関東地方整備局常総国道事務所及びつくば市役所建設部道路計画課において、配布いたします。

十 その他ご不明な点については、左記事務所に照会してください。
茨城県土浦市川口一丁目一番二番六号ア―バンスクエア土浦ビル四階
国土交通省関東地方整備局常総国道事務所 電話 ○二九（八二六）二〇四〇